

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年2月18日（木）15:48～16:16
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|----|--------|-------------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表 |
| 委員 | 鈴木 亘 | 学習院大学経済学部経済学科教授 |
| 委員 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |

<提案者>

- | | |
|-------|---------------|
| 藤井 健一 | 群馬県昭和村企画課長 |
| 堤 美徳 | 群馬県昭和村企画課課長補佐 |

<事務局>

- | | |
|-------|-----------------|
| 杉田 香子 | 内閣府地方創生推進室参事官補佐 |
|-------|-----------------|

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 外国人材活用特区
 - 3 閉会
-

○事務局 それでは、続きまして、群馬県昭和村より企画課長の藤井様、それから、堤様にお越しいただきまして、新しい提案としまして、「外国人材活用特区」ということで、主に農業について、外国人の方々を活用するという御提案をいただいております。

それでは、八田先生、よろしくお願いたします。

○八田座長 どうも、お忙しいところをお越しくささいまして、ありがとうございます。ちょっと時間が遅れまして申し訳ありませんが、早速御説明をお願いいたします。

○藤井課長 それでは、今回、群馬県昭和村から、「外国人材活用特区」ということで提案をさせていただきました。

現在の昭和村につきまして、若干説明をさせていただきますけれども、この表紙を見ていただきますと、これが昭和村の全体像でございます。頂上に見えますのが、群馬県の北部にありまして、通称、赤城山と言われている。昭和村はその赤城山の北西部になだら

かな農地がある、7,600人ぐらいの小さな村でございます。

この上の区画整理がされているところが、こちら側の畑地帯で、土地改良整備がされまして、大体、昭和村の面積は64平方キロメートルのうち40%の26平方キロメートルが畑地帯という形になっておりまして、この農地を活用して、現在、第一次産業の農業を主体として進めております。

それで、この中間部分にある道路が、関越自動車道でございまして、これが開通したことによりまして、村内に昭和インターが開設されました。それによりまして、また農業の変革がありまして、東京を中心とする首都圏への流通経路が確立されております。

そのような状況の中で、昭和村におきましても、現在、農業の労働者というものが、今までですと、家族経営と高齢者、女性の力に頼ってきましたけれども、平成7年の頃から、その当時、外国人研修生の制度があった頃だと思っておりますが、その頃から研修生の受入れをスタートしてきました。その中で、現在ですと、実習生という制度に変わりました、JA利根沼田という農協の団体とか、その他複数の受入れ団体がございまして、外国人の実習生を受け入れている状況にあります。

1枚めくっていただきますと、そのような中で、昭和村は7,638人の人口でございます。そのうち、外国人、農業技能実習生として昭和村に来ていただいている者が300名弱毎年おります。それで、外国人を受け入れることで、地域経済は上向きになったということで、昭和村の農業も実習生の力によりまして、生産性の向上と農業者の規模拡大が進んできております。最近の統計を見ますと、やはり昭和村の農業も、収入面においても1億円以上の年収がある方も毎年と言いますか、増えている状況にありますし、経営規模も拡大しているということで、その中で、一番の力になっているのが農業技能実習生の力があつたことと考えております。

○八田座長 昭和村で売上げが1億円を超えているところがあるのですか。

○藤井課長 そういう方がいらっしゃいます。

○鈴木委員 米ではないのですね。河岸段丘だから、野菜とか。

○藤井課長 はい。米ではないのですけれども、昭和村の場合は、コンニャクのコンニャク芋を作られている方と、あとは野菜でレタスを中心としたコマツナとかホウレンソウとか、あとはハウスのトマトとか、畑作農業が中心です。本当に米は自給で食べるだけの栽培しかしていない状況にあります。

○八田座長 コンニャクの場合はどのくらいですか。

○藤井課長 コンニャクの面積ですか。

○八田座長 全体の売上げに占める割合です。

○藤井課長 売上げに占める割合は、全体の農業の野菜と半分半分ぐらいですか。

○八田座長 では、半分ぐらいがコンニャクですか。

○藤井課長 そうです。コンニャクにつきましては、昭和村の場合、以前、昔は養蚕が盛んだった村でもありまして、養蚕が衰退した時期に経営を転換して、コンニャクに変わっ

たという経過があります。

また、この地形上の、赤城山に向かってなだらかな傾斜がありますので、標高差がありまして、高速道路が走っているあたりが大体400～500メートルで、一番高いところで800メートルぐらいの標高差がありますので、その高原地帯、600メートル以上のところは高原野菜ということで、レタス等が作られている場所になっています。

それで、この写真を見ていただきますと、畑が白くなっているところはハウス栽培がされているところでして、こういうところは、夏場につきましては、区画整理が済んでおりますので、そういうところではハウレンソウ、コマツナが栽培されていまして、コンニャクもそうですけれども、コンニャク、レタス、そういう野菜は、収穫時期はやはり人間の手がないと、機械化が今のところ普及されていない状況がありますので、大きい農業者の方は雇用を10人、15人使われまして、収穫時には対応しているような状況にあります。

また、この収穫も東京へ、その日の朝、収穫したものをスーパーが開店する前に届けるということで、朝2時から3時間ぐらいの間に何ケースもの収穫をするということで、短時間での収穫の体制が必要になり、時間による雇用の体系も必要になってきますので、農業者の方からしますと、常時雇用というものに対して、また、野菜ですので、年間を通じた一定の雇用というものが、まだ群馬県の北部ですから、冬場がちょっと作業的に少ないという状況もありまして、そういうシーズンを限定した雇用の体制も出来ることを望んでいる部分もありますし、また、農繁期と言いますか、仕事が集中する時期にそういう力を集中した雇用もしたいということも考えておりますので、年間雇用という面ではちょっとマイナス面にはなりますけれども、やはり農業者とすると、農繁期の集中した雇用もこれからは必要になってくるという御意見もございます。

○八田座長 レタスとコンニャクは農繁期は一致するのですか。

○藤井課長 ずれます。収穫時期は、昭和村の場合は5月から8月ぐらいですか。

○八田座長 それはどちらですか。

○藤井課長 レタスです。

それで、コンニャクの収穫は10月から12月ぐらいです。

○八田座長 全くずれているのですね。

○藤井課長 はい。

それで、実習生の受入れ団体も、農家経営体の中で、野菜とコンニャクを複合でやっている農家が今は少なくなっています。以前はそういう方もいらっしやったのですけれども、専業化になっていきますので、コンニャクの農家はコンニャクを専業に10ヘクタール以上の面積を耕作する。レタスはレタスの農家で、やはりハウレンソウはハウレンソウとコマツナという形で、施設栽培の農家はそういう形態で専業的になっておりますので、その辺で年間を通じたというのも。

○鈴木委員 それは、実習生ではちょっと具合が悪いということなのですね。

○藤井課長 そうです。

- 原委員 1カ所にずっとということなのですね。
- 藤井課長 そうです。受入れ農家は限定されていると言いますか、個人または法人になりますので。
- 鈴木委員 リンゴも大体、リンゴだけですか。リンゴも結構多いかなと。
- 藤井課長 リンゴは、観光が主です。
- 鈴木委員 観光とセットなのですね。
- 藤井課長 はい。そうです。それで、リンゴの方は、やはり畑作を複合的にやっている方が多いです。
- 八田座長 今大体、実習の方を雇って、こういう季節労働をやっているわけですか。
- 藤井課長 いえ、実習生を受け入れる方もいらっしゃいますし、それプラス、昭和村の村内だけでなく、沼田市から今、女性と言いますか、女性の力も、やはり早朝の収穫時期の短時間のみの収穫とか、コンニャクですと、冬場の不足部分についてはそういう形で。
- 八田座長 季節労働者ですね。
- 藤井課長 はい。季節と言いますか。
- 八田座長 時間規制ですか。
- 藤井課長 時期雇用です。
- 八田座長 それで、奥さんたちが多いわけですか。
- 藤井課長 はい。そうです。
- 八田座長 沼田市とはものすごく近いのですか。車でどのくらい、何分くらいですか。
- 鈴木委員 片品川のこちら側です。
- 八田座長 では、すぐそこなのですね。
- 鈴木委員 はい。
- 藤井課長 すぐ近くです。この一番下の青い部分が片品川でして、これを挟んだ手前側が沼田市ということですよ。
- 鈴木委員 ただ、すごい河岸段丘ですから、下りて上らなければいけないのですよ。
- 八田座長 これはタモリの。
- 藤井課長 そうです。『ブラタモリ』で。
- 鈴木委員 具体的には、提案としましては、この3ページですね。ここがメインになるのですか。では、その御説明を。
- 藤井課長 「(1) 農業分野での外国人就労資格の特例」ということで、農業技術を有する外国人が一定期間、農繁期の3カ月間などという期間に就労が可能になるようにということを提案したいということで、現状ですと、実習生という形で日本へ入国するわけですので、こちらへ来てからの農業の習得、また、言葉の習得というものが基本になってきますけれども、その辺を来る前に、ある程度の基礎知識と言いますか、そういうものがないかということと、やはり現状ですと、1年間の規制と、最長でも3年間というのですか、そういう規制で、一定期間という期間がありますので、農繁期の短期間での就労が

できないかということがございます。

また、「(2) 農業分野の労働規制の合理化」ということで、農業分野に適した労働時間規制などルール設定の合理化ということで、現状では、実習生ですので、週40時間の労働時間等が定められておりますし、また、短期の派遣が禁止という形になっておりますけれども、雇用契約に基づきました、農繁期に働いていただけるような体制が執れないかということをご希望しております。

○原委員 次は、既存の特区メニューの活用ということですので、ここはよろしいですか。

○藤井課長 一応、こちらのほうもですが、「(3) 国有林の活用」ということで、現状、昭和村の場合、村内での畑地というものがもう限られていまして、現状ですと、村外、隣町へ行って農地を借りて耕作している方もだいぶいらっしゃいます。そういうことで、現在、若い農業者の方からは、村内の、この部分で言いますと、赤城山の森林地帯を開墾して畑として使えないかという要望を出されております。それも100ヘクタール以上の土地を何十人かの方たちが、そこを畑に土地改良して使えないかという要望も出ていまして、そういう面で農地不足の解消策として、国有林の払下げの活用の円滑化ということで、土地改良事業等もする場合には、やはり面積によっては開発の関係での色々と手続とか時間を要したりとか、そういうものもございますので、そういう面でのスムーズな事業の進行ができないかということをお願いできればと。

○八田座長 昭和村は、後継者不足に悩まされているということはないわけですね。

○藤井課長 はい。ないです。

○八田座長 割と元気がいい町なのですね。

○藤井課長 はい。元気なのです。

○八田座長 分かりました。どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆さんから、御質問・御意見等をお願いします。

○阿曾沼委員 パンフレットの中に書いてあるように、色々な農作物が色々な時期に採れるわけですね。そうすると、5月から10月ぐらいの間に人材の確保の必要性が相当集中するのでしょうか。

○藤井課長 はい。その時期には集中しています。

○阿曾沼委員 本来、何人ぐらいの外国人の方がいるといいということなのですか。

○藤井課長 それは規模にもよると思うのですが、現状ですと、一農業者で2～3人ぐらいだと思いますが、やはり長期間、1～3年という期間ですと、仕事を覚えて帰られてしまうというのですか。1年間は農業に対しての基礎知識を学ぶという期間がありますので、また2～3年、こちらのほうに実習で来られたとしてもその間だけで、もうその後は日本に入国できないということがありますので、習得した段階で、もっと5年なり6年なりという形で、一つの労働者とした形でのことが可能であれば、農業経営としても十分な力にはなってきたらいいと思います。

○八田座長 先ほど、沼田市から奥さんたちが季節にやってくるということでしたけれど

も、他地域から一定の期間、ここに来て、また別に移っていくという日本人の方もいらっしゃるのですか。季節労働者が色々な季節で、色々な場所で必要とされますから、この農繁期は沼田市に来て、また別なところでは別なところという方もいらっしゃるのですか。

○藤井課長 はい。そういうパートと言いますか、一時的に来ている方は、その方の都合によって、短時間で、2時間の収穫時間とかそういう形で帰られたりしますので、またそういう方も若い方もいらっしゃって、子どももいらっしゃると言いますか、その空いた時間で来るということもありまして、計画的な人員確保となりますと、やはり従事していただく外国人の方が力になってくるということでもあります。

○八田座長 地域によっては会社が日本人を雇って、色々な地点を移していくというのがあるのですよ。それはそんな臨時というよりは、ちゃんときちんと系統立ててやるというのはありますが、それはあまり利用していらっしゃらないですか。

○藤井課長 はい。そうです。

○原委員 そういう全国的に拠点のあるようなところであれば、それはやれるのでしょうかけれども、なかなかそこまで行っていないところだと、各地を転々とするような季節労働的な人は伝統的にはいたのですが、北海道などでも聞くのは、そういう人たちが段々減ってきて、だからこそ、ここでも触れられているように、派遣規制、短期派遣の緩和とかそういうものをやらないとできないという話ですね。

○八田座長 元来ならば、そういう人材を供給する会社が出来てくる必要がありますね。

○阿曾沼委員 質問ですが、例えば、コンニャクで言えば、コンニャクの収穫は本当に短期間だけれども、その加工製品を作って販売をするということは、1年を通じてやっているわけですね。そうしますと、コンニャクの場合ですが、収穫だけではなく加工も含めて外国人材を必要としているのか、ただ単に単純労働だけを必要としているのかというのはどちらなのですか。

○藤井課長 それが昭和村の場合、残念ながら、加工までの部分については、本当に事業者がやられているだけで、昭和村の場合はコンニャクイモを栽培して、そのコンニャクの製品になる原材料を供給している形です。

○鈴木委員 お話をお聞きしていると、ほかでもこういう提案はいっぱいあるのですけれども、いくつか私が知っている場所は本当に人手がなくて、日本人では全く手が回らないので、外国人を入れないとうちの農業が減びてしまいますという感じなのですが、この昭和村の場合には、何か日本人でもうまいこと、例えば、短期派遣とか、そういうものの縛りをなくすとか、そういう規制緩和をすると回るのですか。例えば、沼田市とかみなかみ町とか片品村とか、そういうところは人手が、縛りがなくなれば来られるのか、やはり外国人でなければダメなのかという、そのあたりがちょっと見極めがもう少し付くと、切実さが分かるのです。

○藤井課長 そういう面で、昭和村にも、この高速道路が開通したときに関屋工業団地と

いう50ヘクタールほどの工業団地を整備しまして、そこにキャノン電子とか、色々な企業が操業されていまして、早くは平成10年からで、完売したのは平成16年です。これは600人ほどの従業員の方が勤めています。その中で、それが進出されたときに、利根沼田の就業人口の場ということでされたのですけれども、やはり利根沼田だけでは人口的な規模の中で、これだけの従業員を確保するには何年かの時間が必要であったという経過がございますので、まだ農業に対してのそこまでの従業員としての確保には至っていないということもありますので、またそういう面から違う外国人へ頼るといいますか、そういうことは考えられると思います。

○鈴木委員 そうしますと、やはり日本人がどんどん雇えなくなっているという切実な環境があるということですね。

○藤井課長 はい。そうです。今、全国的に話題になっています人口減少対策の中で、やはり利根沼田地区というものも大学生になってから東京へ行って戻ってこないといっていますか、そういう減少が大きい場所ですので、また、地理的にも東京圏内に近いという利便性もございますので、また、群馬県内でも前橋・高崎方面でも、やはり就職先がそちらのほうに移動しつつありますので、全体的な中で、山間地域の人口流出というものもう避けられない状況で、それが基幹産業である農業まで地元の人材が残れるといっていますか、そういう面では、これからも難しい面はあろうかと思えます。

また、その中で、やはり頼りになっていた高齢者も年々高齢化されていきますし、最近ですと、色々と製造業等でもパートを、短期間労働者を雇うようなところもできていますので、そういうところへやはり若い、そういう担い手でしたら女性の方たちもそちらのほうへシフトと言いますか、取られてしまうような現象も出てきていますので、具体的には、この小さい昭和村の中でも、カット野菜を製造している会社が最近進出したのですけれども、そういう会社においても、やはり160人ぐらいのパートを雇うとなると、ちょっと厳しい面もありまして、外国人の実習生を受け入れたいというお話もありますので、そういう面でも外国人の方の力というものは必要です。

○八田座長 外国人の実習生は、どこの国の方が多いですか。

○藤井課長 昭和村の場合は、中国が一番多いです。中国が225人、タイが43人、フィリピンが31人というのが主なところですよ。

○原委員 村の人口規模からしますと、相当な外国人の技能実習の人が入っているのですけれども、この議論をすると、外国人が入ってくると治安が悪くなるとか、地元での問題が起きるといことがよく言われますけれども、そういうものは現場でどう見ていらっしゃるのですか。

○藤井課長 その辺の心配はやはりあると思いますので、これが実現した場合に、直接雇用になった場合に、事業者の方たちがどれだけ教育ができるかというのも課題でもありますし、また、この提案された方もいらっしゃいますけれども、難民の方の受入れとか、それは別な考え方で行く方向が良いのではないかという部分も意見の中では出ていますので、

こちらは本当に小さい7,000人ぐらいの人口の村ですので、その中で、その全部を全て扱うというのは厳しい面もあるとは考えられますので、その辺、やはり国なり県なりが少し協力していただいた形での部分があればありがたいという面はございます。

○八田座長 この村では、犯罪の増加とかそういうことはあまりないのですか。

○藤井課長 犯罪はないと思いますけれども、やはりトラブルということでもなく、そういう事件と言いますか、話題になったのはいくつかございますので、それが大きな問題というものはございません。

○八田座長 子どもを連れてくる人もいるのですか。

○藤井課長 それはいらっしゃらないです。

○八田座長 ほかに何か御質問とか御意見とかはありますか。

○鈴木委員 一つだけ、実習生ではなくて外国人労働者ということになりますと、専門人材となりますので、賃金は日本人と変わらないものを払わなければいけないのですけれども、それは大丈夫なのですか。

○藤井課長 それはやはりしなければならぬと思いますけれども、ただ、それに基づいた仕事をしていただくことが可能であれば、それは十分できると思います。

○八田座長 言葉の問題とかは、随分日本人がやるところと比べたら働いてもらい手が無いのではないですか。

○藤井課長 ただ、現状でも、中国人実習生の受入れに当たっても、昭和村の場合、長い年月がありますので、地元の方たちもやはり研修生の受入れの時代から実習生に変わって、研修生の時代は同業者の方が中国語の勉強をして受け入れた。やはり研修をカリキュラムを組んで年間の研修体制を作ったりとか、そういうものもありましたので、そういう部分もありましたから、それもこれから新しく来る人たちには、来る前に少しでもそういう部分ができるようなことがあれば、すぐにでも力になっていただけるのではないかと思います。

○八田座長 受入れ側で、ある程度、言語問題を解決しているということなのですね。

○藤井課長 現状ではそうです。

○八田座長 原委員、どうぞ。

○原委員 この外国人の農業人材の話というものは関係省庁と既に議論をだいでしているのですけれども、その中でも必ず出てくるのが単純労働で、要するに、人がいないから単純労働を埋めるというだけの議論ですとダメです。そこに特別な必要性がどこにあるのですかということをお聞きして、ずっとそこの議論をしているのですけれども、昭和村の場合には、要するに、農業の担い手、人がいませんという単純な話ではなくて、むしろ企業的な規模での経営を拡大していく、より農業を強くしていくことをやろうとする中で、雇う人をもっと入れないと規模を拡大していけないという趣旨での御提案と理解してよろしいですか。

○藤井課長 はい。そうです。その中で、ただ単に人の作業という部分もありますけれど

も、何か部門的な部分の、専門的にできるような人材が何年か積み重ねることで、できていくことが農業に対してもいいのではないかと考えられます。

○八田座長 よろしいですか。

どうもありがとうございました。